

重度障害者日常生活用具給付事業自己負担金の算定誤りに
伴う過大徴収及び過小徴収について

この度、重度障害者日常生活用具給付事業の自己負担金の算定誤りに伴う過大徴収及び過小徴収があったことが判明しました。

報道関係者の皆さまにこの経過及び内容等につきまして次のとおりお知らせします。

(経過及び内容)

重度障害者にストマ用装具や紙おむつ等の日常生活用具を給付する「重度障害者日常生活用具給付事業」において、令和3年4月19日に給付決定を行うため、前年度申請状況を見直した際、令和2年度の決定において、申請者が世帯主又は最多収入者ではないにも関わらず、「世帯主又は最多収入者に該当」となっており自己負担金が2分の1となり、過小徴収による自己負担金に誤りがあることが判明しました。

また、原因調査を進める中で、令和2年度の給付決定において、8名の自己負担金の算定誤りがあることが判明。令和2年度だけでなく、全件確認を行ったところ、平成28年12月から令和3年4月の決定分までの15名（93件）において、自己負担金の算定誤りがあることが判明しました。

算定誤りの原因は、申請者が世帯主又は最多収入者ではないにも関わらず、「世帯主又は最多収入者に該当」にチェックが入っておりそのまま給付決定をしたこと、負担金決定における扶養義務者の抽出範囲の誤り、対象課税年度の誤りや基準額の誤り等にあります。

いずれの事例も、電算システムの処理誤りと職員の確認不足によることが原因です。なお、令和3年4月20日以降決定分につきましては正しい給付決定及び自己負担額の算定を行っております。

(件数及び金額)

平成28年12月給付決定分から令和3年4月給付決定分までの93件分(実人数15名)

【返還（過大徴収）】

人数 6名

件数 21件

【誤】 自己負担額	【正】 自己負担額	差額	一人当たり 平均額	一人当たり 最高額
149,020 円	91,610 円	57,410 円	9,568 円	44,250 円

【追加徴収（過少徴収）】

人数 10名

件数 72件

【誤】 自己負担額	【正】 自己負担額	差額	一人当たり 平均額	一人当たり 最高額
175,220 円	328,794 円	-153,574 円	15,357 円	62,700 円

（今後の対応）

対象者については、訪問の上、謝罪を行い、過大徴収の方には差額分を返還することでお伝えしております。また、過少徴収の方には差額の負担をお願いしております。

電算システムの改修につきましては修正に向けて調整中ですが、今後は誤りのない事務が行えるように、職員による点検等を含めたチェック手法の一層の強化に努めます。

【問い合わせ先】

福祉課（担当：田辺）

電話 0772-43-9021

山添町長のコメント

このたび、与謝野町重度障害者日常生活用具給付事業におきまして、電算システムの処理誤りと職員の確認不足により、平成28年12月から令和3年4月にかけて、自己負担金に誤りがございました。過大徴収となった皆様には差額をお返しするとともに、過少徴収となった皆様には不足分を改めてご負担いただかなければならないということで、大変ご迷惑をおかけすることになり誠に申し訳なく思っております。

電算システムに頼りがちな状況が今回の誤った事務処理を引き起こした最大の要因と考えます。

適切な事務処理を行うため、職員の資質の向上を図り、町民の皆様の信頼回復に全力を挙げたいと考えております。

令和3年8月27日

与謝野町長 山添 藤真